



平成20年10月20日

各位

ペット&ファミリー少額短期保険株式会社
代表取締役社長 日下部 明

ペット保険『げんきナンバーワン』の新発売とインターネットを介した保険引受の開始について



T&D保険グループのペット&ファミリー少額短期保険株式会社（本社：東京都文京区）は、平成20年10月20日より、弊社のこれまでの実績と経験を生かし、新商品（ペット保険『げんきナンバーワン』）の販売を開始します。また、11月中旬より、インターネット上で全ての加入手続きを完了できる取扱いも開始することとし（少額短期保険のペット保険では初）、ペットの飼い主の幅広いニーズにお応えして参ります。

1. 新商品『げんきナンバーワン』の開発の趣旨

ペットが家族の一員と認識される現代において、ペットの医療への関心はますます高まっています。しかしながらペット医療は自由診療であり、飼い主にとって医療費用に対する不安はますます増大しています。そういった飼い主のニーズにお応えするため、保険料が低廉で補償内容もシンプルであり、かつ、高額化する医療費用にも対応できる保険商品を開発いたしました。同時にインターネット上で契約締結を完了したいとの飼い主のニーズにもお応えすることといたしました。

2. 『げんきナンバーワン』の特長（簡単、シンプル！）

- ①人間の健康保険のように、治療費※の一定割合を補償します（シンプルな補償内容）。
- ②年間の保険金支払限度額を上限に、入通院の日数や手術の回数等に制限なく補償します（高額治療にも対応）。
- ③保険金請求に必要な治療診断書の作成料も保険金としてお支払いします（補償の拡充）。
- ④保険期間は1年間ですが、終身ご継続できます。
- ⑤満5歳以下でご加入の場合は、動物病院で健康診断を受ける必要がありません。

プラン名	年間の保険金支払限度額	補償割合	自己負担割合
プラン70	70万円	70%	30%
プラン50	50万円	50%	50%

※治療費とは、獣医師が臨床獣医学上、一般に認められている診断または治療処置方法で要した治療費をいいます。

本件に関するお問い合わせ先

ペット&ファミリー少額短期保険株式会社

企画総務部 若佐・近藤

東京都文京区本郷三丁目34番3号

電話：03-5844-1120

URL：<http://www.petfamilyins.co.jp/>



T&D保険グループ

3. インターネット上で全ての加入手続きを完了できる取扱いの開始

(少額短期保険のペット保険として初！！)

書面での加入手続きに加え、満5歳以下で、保険料の払込方法がクレジットカード払であれば、インターネット上で全ての加入手続きを完了させることができる取扱いを11月中旬より開始します (<http://www.petfamilyins.co.jp>)。

なお、現在発売中の『ペット保険(葬儀費用保険金担保特約付)』については、平成21年1月末をもって販売を停止させていただき、既契約者の皆様には、順次、新商品(ペット保険『げんきナンバーわん』)をご案内してまいります。

参考1. 『げんきナンバーわん』の概要

商 品 名	げんきナンバーわん(ペット医療費用保険)
加 入 対 象	犬・猫(日本国内の家庭で飼育されている場合に限ります)
プ ラ ン	プラン70・プラン50
保 険 期 間	1年間(終身ご継続できます)
新規加入年齢	生後45日～満10歳

参考2. 『げんきナンバーわん』の保険料例

<ご契約例1>

ご加入されるペット	: ミニチュアダックスフンド(犬、体重6kg)	
ペットの年齢	: 2歳	
	プラン70(補償割合70%)	プラン50(補償割合50%)
年払	24,760円	22,240円
月払(12回払)	2,300円	2,090円

<ご契約例2>

ご加入されるペット	: アメリカンショートヘア(猫)	
ペットの年齢	: 1歳	
	プラン70(補償割合70%)	プラン50(補償割合50%)
年払	23,140円	21,080円
月払(12回払)	2,170円	2,000円

参考3. 会社の概要

項 目	内 容
会 社 名 称	ペット&ファミリー少額短期保険株式会社
本店所在地	東京都文京区本郷三丁目34番3号
資 本 金	8億5,650万円（別途資本準備金として7億5,000万円）
主 要 株 主	株式会社T&Dホールディングス
代 表 者	日下部 明
登 録 番 号	関東財務局長（少額短期保険）第2号
登録年月日	平成18年11月29日

※(株)T&Dホールディングスより、平成19年1月に15億円の出資を受け、T&D保険グループの一員となりました。

以 上

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。
ご加入時等につきましては「パンフレット」、「重要事項説明書・約款」等をご覧ください。